

不要な容器包装の削減について

提 案 書

平成21年7月16日

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会

区 民 活 動 部 会

目 次

はじめに	2 ページ
1 背 景	3 ページ
2 区民（消費者）の立場でできること	6 ページ
3 アンケート結果	7 ページ
4 容器包装の使用削減に向けた提案	10 ページ
おわりに	12 ページ
資 料	13 ページ

はじめに

「区民活動部会」は、区民・事業者・区の三者が協働してごみの減量やリサイクルを推進する組織、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」の目的別部会の一つとして平成19年度に設置され、葛飾区のごみを減らし、環境にやさしい生活を送るために、区民の立場で行うべき具体的項目を検討し、区民に向けPRしています。

葛飾区では、それまで不燃ごみの約半分を占めていたプラスチックの有効活用を図るため、平成20年度から全区的にプラスチック製容器包装（プラマーク）の回収が始まりました。

しかしながら、リサイクルできるからといって、大量消費を繰り返すことは、莫大なエネルギーや経費がかかります。

やはりごみ減量に一番大切なことは、最初からごみを出さないようにする「発生抑制」です。

そこで、区民活動部会では、私たちの生活の中にあふれている「容器包装類」の発生抑制策を考えようと検討を行いました。

そして、この「提案書」に検討結果をまとめました。

今後、事業者の皆さん、そして、私たち区民（消費者）が、この提案により、具体的行動を起こし、ぜひとも不要な容器包装が少しでも無くなっていきますよう切に願っています。

平成21年7月

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会

区民活動部会 部会員一同

1 背景

(1) 葛飾区のごみの現状

葛飾区は平成18年度に「葛飾区一般廃棄物処理基本計画」を策定し、この中で「ごみゼロのまち葛飾」を将来目標としています。

具体的なごみの減量目標として、平成27年度までに平成15年度と比べて「区民1人1日あたり25%のごみ減量」を掲げています。

(葛飾区民1人1日あたりのごみ量/グラム)

	平成15年度	平成19年度	平成27年度(目標)
回収量	840 g	764 g	630 g

葛飾区の年間のごみ量は、平成19年度で約123,420トンでした。

区民1人1日あたりにすると約764gで、平成15年度と比べると76gの減量が進んだことになり、平成27年度の目標まであと134gの減量となります。

134gのごみ減量、例えば...

- ・生ごみの水切りをする 20 g
- ・マイバッグを使い、レジ袋を断る 10 g
- ・シャンプーのボトルを繰り返し使う 70 g
- ・お菓子の箱をリサイクルする 30 g
- ・食品トレイをリサイクルする 5 g

(葛飾区の年間ごみ量/トン)

	可燃	不燃	粗大	持込	計	1人1日 あたり
平成15年度	85,618t	27,212t	1,968t	18,326t	133,124t	840 g
平成16年度	82,293t	26,886t	1,911t	18,363t	129,453t	813 g
平成17年度	81,698t	26,373t	2,205t	18,025t	128,301t	801 g
平成18年度	78,908t	25,487t	2,212t	21,842t	128,449t	798 g
平成19年度	77,428t	21,970t	2,299t	21,723t	123,420t	764 g

(持込とは、事業者が廃棄物処理業者に委託し直接清掃工場や埋め立て処分場にごみを持ち込んだもの)

(2) 食品トレイの分別回収

容器包装として身近な食品トレイについては、小売店店頭での自主回収のほか20箇

所の区施設及び25箇所の保育園（原則保護者対象）で回収を行っていましたが、平成18年度からは、集積所でも資源として回収をしています。

（葛飾区の年間回収量 / kg）

	平成17年度	平成18年度	平成19年度
回収量	3,479 kg	52,800kg	59,885kg

葛飾区で回収された食品トレイは、食品トレイの製造会社に運ばれ、新たなトレイやプラスチック製品の原料となっています。

（3）プラマークの分別回収

葛飾区では燃やさないごみ（不燃ごみ）の重さで約半分を占めていたプラスチックの内、プラスチック製容器包装（プラマーク）について、資源として有効利用するため、平成20年4月から区内全域でプラマークの回収が始まりました。

（平成16年度不燃ごみに占めるプラスチック類の重量割合）

	不燃
プラスチック類	51%
プラスチック製容器包装	28%
容器包装以外のプラスチック	23%
その他	49%

平成20年度は1日平均約11.28トンのプラマークが資源として回収され、リサイクルされています。回収されたプラマークの資源は、容器包装リサイクル法に基づいたリサイクルルートにより、現在は工場で荷物の運搬に使われるパレットなどの製造に活用されています。（リサイクルの方法については、日本容器包装リサイクル協会で毎年入札により業者が決定されています）

（平成20年度プラマークの回収量 月/トン）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
308.51	340.36	295.01	302.23	294.90	273.11	291.12	259.84	288.38	307.93	260.52	273.56

回収に際しては、洗うなどして汚れを取り除いたものを「プラマークの日」に集積所へ出していますが、汚れているものやプラマーク以外のものが混ざっているなどで集積所に残されるものも見られました。

(4) 容器包装リサイクル法

容器包装類（商品を入れていた容器や包んでいたもの）の廃棄物の減量化を促進し、資源の有効活用を図るために、平成9年より一部施行、平成12年より完全施行された法律です。

この法律では、容器包装廃棄物の処理について、区民（消費者）、市区町村、事業者の役割分担を明確にし、三者が一体となって容器包装廃棄物の減量に取り組むことを義務付けました。

区民（消費者） 「分別排出」

- 市区町村が定める容器包装廃棄物の分別収集基準に従って容器包装類の徹底した分別排出に努めること。
- マイバッグの使用、簡易包装の選択、リターナブル容器の使用など、ごみの発生抑制に努めること。

市区町村 「分別収集」

- 区民が分別収集基準に従って排出した容器包装廃棄物を収集し、リサイクル事業者へ引き渡すこと。
- 容器包装廃棄物の分別収集計画を策定し、地域における分別排出の徹底を進め、区民・事業者との連携による容器包装廃棄物の発生抑制の促進を図ること。

事業者 「リサイクル」

- 事業活動に伴い製造・輸入した容器包装について、リサイクルを行う義務を負うこと。
- 容器包装の薄肉化、軽量化や量り売り、レジ袋の有料化等により、容器包装廃棄物の発生抑制に努める。

また、平成18年には、改正容器包装リサイクル法が成立し、平成20年には完全施行となりました。

この「改正容器包装リサイクル法」では、質の高いリサイクルを促進するために事業者が市区町村に対して資金を拠出する仕組みの創設、および義務を果たさない事業者への罰則強化など、拡大生産者責任の考え方の基、事業者の責任をより明確にしています。

(5) かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会の設置

葛飾区では、区民・事業者・区の三者が協働してごみの減量やリサイクルの推進をはかり、葛飾区に資源循環型社会を構築するため、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」を平成15年度に設置しました。

推進協議会では毎年10月をごみ減量月間とし、身近な容器包装としてのレジ袋の削減のため、区内の商店街や大型店店頭にてマイバッグ利用促進の街頭キャンペーンを実施しています。また更なるごみの減量を目指して毎月5日を「ごみ減量の日」とし、取り組み内容を区民や事業者に提案したり、区民・事業者、区の三者による意見交換会を実施しています。

更に平成19年度には「啓発活動部会」「区民活動部会」「事業者活動部会」の3つの目的別部会を設置し、自主的な活動を推進しています。

(6) 区民活動部会の活動

区民活動部会では、区民の皆さんのごみ減量やリサイクルに関する取り組みを検討し、区民の皆さんの自主的な活動の拡大を図っています。

2 区民（消費者）の立場でできること

(1) 不要なものは「断る」勇氣

今まで「ごみ」としていたものを正しく分別し資源を「リサイクル」することで、ごみの量は減少していきます。しかし、リサイクルするには膨大なエネルギーや経費がかかってきます。

「便利だから」「リサイクルできるから」使うのではなく、初めからごみになるようなものを利用しないことが一番大切であり、「無くても良いもの」「不要なもの」を「利用しない」「断る」勇氣が必要になってきます。

(2) アンケートの実施

不要な容器包装が使われていない「ばら売り」が店頭になければ、区民（消費者）が容器包装が使われていないものを選ぶことはできません。一方、平成19年2月に行われた区民・事業者・行政の意見交換会では、事業者から「消費者のマナー」や「消費者の意向」でなかなか「ばら売り」が行えないとの意見もありました。

そこで区民活動部会では、不要な容器や包装類の利用を減らすために、区民の立場で出来る自主的な活動として、まず食品に使われている容器包装のうちでどのようなものが「不要」であるか、またどのようなものが「必要」であるかのアンケートを実施しました。

3 アンケート結果

【概要】

「大きさなど選んで買いたい」「皮付きの物は衛生面は問題ない」
 カットしてあるもの、汚れているものなど、衛生面で問題があるもの以外は「ばら売りの方がいい!」という意見が圧倒的だった。

不要な容器包装のリストアップについて（個別集計結果）

（1）9割以上が容器包装は不要と回答したもの

野菜

商品名	自由意見
だいこん	一本買いの場合は容器包装は要らない。 切ってある場合はラップやビニール袋入りが良い。
かぶ	束ねてある場合は包装不要。
枝豆	枝切りしてあるものはビニール袋入りが良い。
カリフラワー	
ブロッコリー	
うど	汚れているものはビニール袋が必要。
はくさい	切ってある場合はラップやビニール袋入りが良い。
レタス	高級品はラップが必要。
キャベツ	切ってある場合はラップやビニール袋入りが良い。
柚	トレイに何個か入っているものが多いが一個ずつ売るといい
かぼす	同 上
すだち	同 上

果実類

商品名	自由意見
レモン	一個売りの場合は包装は要らない。多数のときはビニール袋等。
グレープフルーツ	同 上
甘夏	一個売りの場合は包装は要らない。多数のときはネット等。
ネーブル	同 上
洋なし	柔らかい物はトレイ等必要。
かき	柔らかい物、高い物はトレイ等必要。
梨	高い物はトレイ等必要。
りんご	同 上
マンゴー	柔らかい物、高い物はトレイ等必要。
パイナップル	カットされているものはラップやトレイ必要。
メロン	クッションは必要。カットされているものはラップやトレイ。
すいか	カットされているものはラップやトレイ必要。

(2) 7割以上が容器包装は不要と回答したもの

野菜

商品名	自由意見
にんじん	皮が乾くのを防ぐためにビニール袋必要。
さつまいも	自分で選んで買いたいのではら売りがよい。
やまいも	汚れているものについてはビニール袋必要。
長いも	小口に切っているものはラップ必要。
きゅうり	
かぼちゃ	切っている場合はラップやビニール袋入りが良い。
とうもろこし	剥いてある物はラップ等必要。
ふき	品質管理のためにビニール等必要。束用テープがあればよい。
セロリ	匂いが強いのでビニール等必要。束用テープがあればよい。
アスパラガス	束用テープがあればよい。
ねぎ	同 上
わけぎ	同 上
ほうれんそう	同 上
こまつ菜	束用テープがあればよい。 根に泥水が付いている場合があるのでビニール袋等必要。
しゅんぎく	同 上
にら	束用テープがあればよい。

果実類

商品名	自由意見
はっさく	一個売りの場合は包装は要らない。多数のときはネット等。
バナナ	
パパイア	果肉が傷つかないようにトレイ等必要。
キウイ	同 上

(3) 5割以上が容器包装は不要と回答したもの

野菜

商品名	自由意見
たまねぎ	自分で選んで買いたいのではら売りがよい。多数の時はネット等必要。
にんにく	皮が取れないよう、香りが移らないよう、ビニール等必要。ネットが必要。
れんこん	皮が乾くのを防ぐためにビニール等必要。
じゃがいも	自分で選んで買いたいのではら売りがよい。
たけのこ	皮を剥いてあるもの、調理済みのもの、茹でてある物はビニール袋等必要。 新聞で包んでもよい。
しょうが	皮が乾くのを防ぐためにビニール等必要。小口に切っているものはビニール袋必要。
わさび	品質管理のために、また濡れているのでビニール等必要。 本わさびの場合のみ包装は要らない。
なす	とげが危ないため、ビニール等必要。
ピーマン	品質管理のためにビニール等必要。
トマト	完熟トマトはトレイ等必要。
みつば	購入のしやすさから必要な場合もある。束用テープがあればよい。 根に泥水が付いている場合は包装必要。

(4) 意見が分かれたもの

野菜

商品名	自由意見
ごぼう	泥つきの場合はビニール等必要。
オクラ	購入しやすいため必要。紙で包んだだけでよい。ネット等必要。
ししとう	同 上
わらび	
パセリ	購入しやすいため必要。香りが強いのでビニール袋等必要。テープや輪ゴムで束ねる。
青じそ	購入しやすいため必要。

果実類

商品名	自由意見
みかん	ネット必要。個数・計量売りがよい。

(5) ビニール袋での販売を望む意見が多かったもの

野菜

商品名	自由意見
もやし	購入しやすいため必要。
ぎんなん	香りが強いので必要。小さいので袋入りが持ちやすい。
さやいんげん	購入しやすいため必要。紙で包んだだけでもよい。
ぜんまい	乾燥ものは紙袋でよい。
うめ	購入しやすいため必要。紙袋でもよい。計量売りがよい。
さといも	皮が乾くのを防ぐために必要。
そら豆	品質管理のために必要。皮を剥いてあるものはトレイ等必要。

果実類

商品名	自由意見
くり	購入しやすいため必要。紙袋でもよい。ネット必要。

その他

商品名	自由意見
漬物	水分が外に出ないようにビニール袋必要。ぬか漬け等は紙を使用するとよい。持ち運びに楽で匂いも出ないためビニール袋必要。

(6) トレイでの販売を望む意見が多かったもの

その他

商品名	自由意見
肉類	衛生上必要。肉に関してはトレイが必要。持ち運びに楽。量り売りの方が良い。
魚介類	衛生上必要。持ち運びに楽。切り身などは昔のように紙に包む。刺身切り身の場合はトレイ、その他はビニール袋。干物はビニール。

4 容器包装の使用削減に向けた提案

区民活動部会では、事業者の皆さん及び区民（消費者）の皆さんに容器包装の使用を削減するため、次の事項に取り組んで欲しいと考えています。

容器包装を作っている事業者の方へ

- ・ 容器包装の重さや形状を工夫することによる減量
- ・ プラマークの大きさなどの表示の見やすさへの配慮

容器包装を使って商品売っている事業者の方へ

- ・ ばら売りや量り売りによる容器包装使用量の減量
- ・ 包装の工夫による容器包装使用量の減量

区民（消費者）のみなさんへ

- ・ ばら売りや量り売りの選択、マイバッグの利用・などによる廃棄する容器包装の減量
- ・ 不要なトレイの返却を店に返すなどの不要な容器包装への意思表示
- ・ 必要以上に触ったりしないなど商品への配慮の実施

私たちは、提案します。

容器包装を作っている事業者の方へ

- ・ごみの減量やリサイクルの推進につながるよう、容器の重さや形状を工夫してください
- ・正しく分別が行えるように、プラマークの表示は見やすいようにしてください。

容器包装を使って商品をお売っている方へ

- ・基本的に野菜はばら売りにしてください。
(衛生上問題のあるものは除く)
- ・どうしても必要な場合は束ねるだけなど、使用の削減や減量に努めてください。

そして、区民(消費者)のみなさんへ

- ・商品の購入時には、できるだけばら売りや量り売りを利用しましょう。
- ・マイバッグを利用し、不要なレジ袋は断りましょう。不要なトレイはお店に返すなど、不要な容器包装はいらないという意思表示をしましょう。
- ・ばら売りで購入する場合は、商品を必要以上に触ったりせず、後から購入する人の気持ちになって商品を大事にしましょう。

平成21年7月16日

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会
区民活動部会 部会員一同

おわりに

区民活動部会では、発生抑制の実践として区民（消費者）の立場から考えた容器包装削減の取り組みを、今回提案書という形で事業者の皆さん、そして区民の皆さんに提案させていただきました。

容器包装の削減のためには、区民と事業者の協力が必要不可欠です。

事業者の皆さんには、この提案内容を消費者の声としてぜひ受け止めていただき、実際に取り組んでいただくよう、具体的事項をご検討いただければと思います。

今後も区民活動部会では、この提案内容が広がっていくように、容器包装の削減に向けて区民として出来ること、事業者と協力して出来ることなどを具体的に検討してまいります。

そして、事業者の皆さんとも話し合い、区民と事業者の皆さんとの約束事として具体的な取り組み内容を皆さんに提示していきたいと思えます。

不要なものは始めから利用しない「発生抑制」の実践によるごみの減量を進め、「ごみゼロのまち葛飾」を目指していきましょう。

資料

検討の経過

平成19年4月1日：

「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会部会設置規約」施行

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会に3つの目的別部会を設置。

- ・啓発活動部会
区民・事業者・区の三者が協働して取り組むごみ減量への啓発活動を検討する。
- ・区民活動部会
区民が行う、ごみ減量への具体的行動を検討する。
- ・事業者活動部会
事業者が行う、ごみ減量への具体的行動を検討する。

平成20年2月4日：

「第1回かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会区民活動部会」開催

部会長、副部会長選出後、これまで区民団体がそれぞれ取り組んできた、「生ごみの水切りの推進」「マイバッグの利用促進」などについて、これまでの成果等を確認し、引き続き区民に浸透するようPR活動を行っていくこととした。

また、19年2月に行った、三者の意見交換会のテーマ「不要な容器包装の発生抑制」について、そこで出た事業者側の意見として、消費者のマナーの問題、消費者意見を尊重せざる得ない実態などから、ばら売りに踏み切れない等の意見が多く出されたため、消費者（区民）から声を上げ、「こういった商品には容器包装は要らない」という調査を行うこととなった。

平成20年7月1日：

「第2回かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会区民活動部会」開催

第1回区民活動部会後に行った不要な容器包装のアンケート実施結果に基づき、どのような商品の容器や包装が不要と考えられているかを話し合った。そして、次回の推進協議

会において結果を発表するとともに、事業者にも不要な容器包装の削減について、協力を依頼することとした。

また、昨今資源として回収されたものが、資源として使われずにそのままごみとして処理されているとのテレビ報道が続いており、葛飾区の現状について、情報提供を受けた。

平成21年2月2日：

「第3回かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会区民活動部会」開催

不要な容器包装のアンケートの結果、区民としても必ずしも容器包装が必要と考えていない商品もあることから、製造業者や事業者、区民に対し、不要な容器包装の利用削減に向けた取り組みについての提案書の提出を検討し、推進協議会に提出するとともに、ホームページに掲載し全区的な取り組みとしてPRを行うこととした。

設置規約

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会部会設置規約

(設置)

第1条 かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会(以下、「推進協議会」という。)規約第6条の規定に基づき、次の部会を設置する。

- (1) 啓発活動部会
- (2) 区民活動部会
- (3) 事業者活動部会

(所掌事項)

第2条 各部会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 啓発活動部会・・・区民・事業者・区の三者が協働して行う事業に関する事
- (2) 区民活動部会・・・区民のごみ減量施策に関する事
- (3) 事業者活動部会・・・事業者のごみ減量施策に関する事

(構成)

第3条 部会は、別表1に掲げる団体及び事業者からの推薦者及び別表2に掲げる部会員となる職にあるものをもって構成する。

- 2 前項の規定にかかわらず、推進協議会の承認を受けた者については、部会員とすることができる。

(任期)

第4条 部会員の任期は施行の日から2年間とする。ただし、再任は妨げない。

(部会長及び副部会長等)

第5条 各部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、部会員が互選し、副部会長は部会長が指名する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は必要があると認めたときは、部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、葛飾区環境部リサイクル清掃課において行なう。

(委任)

第8条 この規約で定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が定める。

付則 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

別表1 部会員を推薦する団体及び事業者

	団体及び事業者
啓発活動部会	葛飾区自治町会連合会 葛飾清掃協力会 葛飾東清掃協力会 葛飾区消費者団体連合会 葛飾区商店街連合会 レンゴー(株) 東京商工会議所葛飾支部 葛飾エフエム放送(株) JCNコアラ葛飾 京成電鉄(株) 東日本旅客鉄道(株)
区民活動部会	葛飾区自治町会連合会 葛飾清掃協力会 葛飾東清掃協力会 葛飾区消費者団体連合会 鎌倉小学校PTA しばはら子ども会 白鳥西子ども会
事業者活動部会	葛飾区商店街連合会 東京都電機商業組合葛飾支部 (株)アプアプ赤札堂 (株)セブン&アイ・ホールディングス エネルギースーパーたじま (有)草間ストア グリーンマート (株)京成ストア 生活協同組合コープとうきょう (株)グルメシティ関東 (株)西友 とうきゅう ベニースーパー マイハート (株)マルエツ (株)ライフコーポレーション (株)タカラトミー ミヨシ油脂(株) 森永乳業(株) レンゴー(株) 東京商工会議所葛飾支部 葛飾区工場団体連合会 葛飾区玩具産業連合会 かつしか異業種交流会

別表2 部会員となる職

	職
啓発活動部会	環境部 リサイクル清掃課長 環境部 清掃事務所長
区民活動部会	環境部 リサイクル清掃課長 環境部 清掃事務所長 地域振興部 地域振興課長
事業者活動部会	環境部 リサイクル清掃課長 環境部 清掃事務所長 地域振興部 産業経済課長 地域振興部 商工振興課長